

令和6年度

『消費生活相談事業』について

電話勧誘販売



点検商法

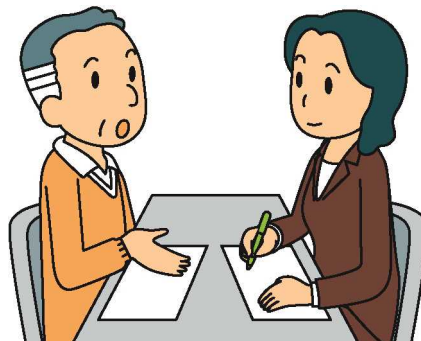


多重債務



あれ…おかしいぞ？

そうおもったらすぐ相談！



消費者問題の専門家が対応します。相談は無料で秘密厳守です。

●令和6年度消費生活相談日：毎月第2水曜日（祝日の場合は翌週の水曜日）

4/10	5/8	6/12	7/10
8/14	9/11	10/9	11/13
12/11	1/8	2/12	3/12

- 相談時間：午後1時から4時まで（先着順・1人30分程度）
- 場 所：役場 教育センター2階 相談室（図書館の2階です）
- 相 談 員：消費生活専門相談員
- 対 象：日の出町在住、在勤、在学の方
- 申 込 み：当日、直接お越しください。予約の必要はありません
- ◆ 問 合 せ：日の出町産業観光課商工観光係 電話 042-588-4101